

## 国民健康保険 後期高齢者医療

## 病气やけが、出産・死亡の費用を軽減 国民健康保険（国保）・後期高齢者医療保険 の更新時期です

令和5年度から、保険・年金のことは市民課の保険年金係が担当しています！



### 高額な医療費を軽減 認定証の更新手続きを

高額な医療費がかかる場合に、医療機関窓口での支払い額を軽減する「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月末です。ご加入の医療保険によつて手続きが異なりますのでご注意ください。

#### 【国保に加入している人】

引き続き認定証を必要とする人は、8月末までに、更新申請を行ってください。

現在、認定証の交付を受けている人には、個別に手続きの案内を送付していますので、ご確認ください。

#### 【後期高齢者医療に加入している人】

現在、認定証の交付を受けている人は、7月中に、新しい認定証を郵送します。

●**注意事項** 所得未申告世帯の人、所得区分の変更により交付対象外となる人を除きます。

**認定証は事前受け取り可能です**  
入院など、高額な医療費がかかることが分かっている場合は、事前に申請して「限度額適用認定証」等の交付を受けることができ、所得に応じた限度額分までの支払いで済みます。

### 後期高齢者医療保険額を 通知します

令和5年度の後期高齢者医療保険料額を前年中（令和4年中）の所得に基づいて決定しました。

この保険料額をお知らせする通知書を7月中に、加入している皆さんにお送りします。保険料の徴収方法・開始時期は、この通知書に掲載していますのでご確認ください。

### 新しい保険証をお送りします

#### 国保に加入している人

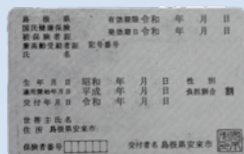
新しい保険証（ピンク色）は、7月中に加入者全員分を一括して、世帯主宛に特定記録郵便で郵送します。

国保から別の健康保険に加入した人は、国保の保険証は使えません。新しい保険証と国保の保険証をお持ちの上、必ず国保の資格喪失の届け出をしてください。

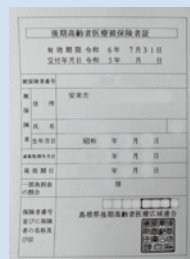
#### 後期高齢者医療に加入している人

75歳以上の人（65歳以上で広域

連合が障がい認定した人を含む）が対象です。新しい保険証（オレンジ色）は、7月中に、個人宛に特定記録郵便で郵送します。



（上）島根県国民健康保険証被保険者証兼高齢受給者証、（右）後期高齢者医療被保険者証



問い合わせ  
市民課 保険年金係

国民健康保険について ☎ 23-3084、23-3087  
後期高齢者医療について ☎ 23-3085、23-3120



# 福祉医療証は毎年

## 資格更新の手続きが必要です

### 福祉医療証の更新手続きはお済みですか

福祉医療証の資格更新日は、毎年10月1日です。福祉医療証をお持ちの人には、7月中旬に、更新申請書を送付します。提出いただいた申請書（必要書類などを添付したもの）に基づいて資格を判定し、該当の人に医療証を送付します。

また、前回の所得判定で非該当となった人でも、所得の変化によって、令和5年度は該当となる場合があります。詳しくは問い合わせください。

なお、福祉医療制度は、申請月からの適用となり、さかのぼっての適用はできません。早めの手続きをお願いします。

●**対象者（所得制限があります）**  
重度の障がいがある人、ひとり親家庭の人

### ●申請に必要なもの

▽重度の障がいがある人

申請書、健康保険証、印かん、  
お持ちの手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）※20歳以上の人は、そのほか、令和4年中の障害年金・恩給等の非課税年金受給額のわかるもの

▽ひとり親家庭の人

申請書、健康保険証、印かん、  
来庁者の本人確認書類

●**申請締切** 8月31日（木）

●**受付場所** 市民課保険年金係（安来庁舎1階）・広瀬地域センター・伯太地域センター

●**問い合わせ**

市民課保険年金係（福祉医療担当） ☎23・3086

※所得や住民税課税状況は、世帯員全員を確認します。そのため、令和5年1月1日現在、安来市に住所がなかった人は、前住所地の「住民税課税証明書」が必要です。所得税非課税証明書は、確定申告の写し等でも構いません。

※所得制限について、詳しくは問い合わせください。

## 福祉医療費助成制度



## 医療機関でかかった医療費の状況をお知らせしています

医療保険制度では、ご家庭の医療費の状況をお伝えするため、定期的に「医療費通知」をお送りしています。どの医療機関にどのくらい医療費がかかっているかなど、ご確認ください。

また、この医療費通知は、確定申告（住民

税申告）の医療費控除を申告するときに利用できます。申告書に医療費通知を添付することで、控除に必要な「医療費控除の明細書」の記入を簡略化することができます。申告時まで大切に保管してください。

発送時期は医療制度ごとに異なります。

### 後期高齢者医療制度の医療費通知は年1回お届けします

受診月	発送月
令和4年11月～ 令和5年10月	令和6年1月中旬予定

※確定申告をするときに、令和5年11月・12月の受診分は、医療機関が発行する領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成してください。

問い合わせ 市民課保険年金係 ☎23-3085

### 国民健康保険の医療費通知は年4回に分けてお届けします

受診月	発送月
令和5年1月～3月	令和5年7月予定
令和5年4月～6月	令和5年10月予定
令和5年7月～9月	令和5年12月予定
令和5年10月～12月	令和6年2月予定

問い合わせ 市民課保険年金係 ☎23-3084

